

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
8月15日
(火曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) 四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) 五



山口県告示第四百四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年八月十五日から同年九月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年八月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本石町三丁目二番二号

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所
所在地 光市大字島田三四三四番地
 - 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
 - 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の構造及び排水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構		造			使 用 の 方 法	
	項目	能 力 (m ³ /日)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	使 用 時 間 連 続 日 数	一 日 当 た り の 使 用 時 間 概 算 的 変 動 的 要 求
七 四	変更前 六九、二〇〇	"	(既 設)	"	"	連 続 二 四 時 間	概 算 的 変 動 的 要 求
"	変更前 二一、五〇〇	"	(既 設)	"	"	"	"
"	変更後 三、四六〇	一、七三〇	平成一八、一〇、一〇	平成一八、一〇、一〇	平成一九、一、二五	"	"

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

凝集加圧浮上処理設備		共同処理施設		凝集沈殿施設		種 類
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項 目
"	"	"	鋼板製	"	コンクリート製	構 造
三、四六〇	一、七三〇	"	二二、五〇〇	"	六九、二〇〇	能 (m ³ /日)力
"	凝集加圧浮上	"	中和・凝集沈殿	"	凝集沈殿	処理の方式
"	"	"	"	"	連 続	間使用時間
"	"	"	"	"	二 四 時 間	の一日当たりの使用時間
"	"	"	"	"	概 季 節 的 変 動 の 要	要
平成一〇、八一〇	(既)				年 工 事 着 手 予 定	日
平成一、一八〇	(設)				年 工 事 完 成 予 定	日
平成一、一九一五	(設)				年 使 用 開 始 予 定	日

(三) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

備 考		種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通 常	最 大
"	"	"	"	七四	七四	水素イオン濃度 (水素指数)	
"	七・五	"	七・二	"	七・五	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	七・九	"	五・六	"	八・五	浮遊物質 (mg/l)	
"	四〇	"	三三	"	八	窒素 (mg/l)	
"	六一	"	二七	"	一〇	リン (mg/l)	
"	三六・二	"	一五	"	一六	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
"	三九・九	"	三〇	"	三九		
"	一五	"	一一九・三	"	二・五		
"	二〇	"	二二〇	"	五		
"	八	"	〇・五	"	〇・三		
"	一五	"	一	"	〇・六		
一、六三四	一、三三三	一三、六三三	一六、二四三	六二、三〇六	六一、九九四		
二、一九二	一、七二四	一六、八七五	一九、〇二五	六七、九六四	六七、四九六		

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

(四) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

No. 1 排水口	排水口	項目		排出水の汚染状態の値	五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量	凝集沈殿施設		共同処理施設		凝集沈殿施設		種類						
		変更後	変更前			処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前							
													変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	七・四	通	水素イオン濃度 (水素指数)	排出水の汚染状態の値	五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水等の汚染状態の値				
"	八・五	常				"	"	"	七・五	"	七・二	"	二		"	七・五	"	八・九
"	六・七	最	化学的酸素要求量 (mg/l)			"	七・九	"	二・七	"	五・六	"	三・一		"	八・五	"	九・五
"	九・六	大				"	四〇	"	二・三	"	二・二	"	五・三		"	八	"	一七・二
"	一〇・六	通	浮遊物質量 (mg/l)			"	六二	"	三・九	"	二・七	"	九・七		"	一〇	"	二二・七
"	三〇	常				"	三六・二	"	二・三六	"	一・五	"	二・五三		"	一六	"	九五・四
"	四・五	最	鉍油類 (mg/l)			"	三九・九	"	四・二	"	三・〇	"	三・三六		"	三九	"	二二・五〇
"	二〇	大				"	二・四	"	四〇〇	"	三	"	五・三		"	三・八	"	二二・九
"	四〇	通	窒素 (mg/l)			"	"	"	一・五	一四〇	二一九・三	二二〇	一七七		"	二・五	"	三
"	〇・三	常				"	"	"	二・〇	二二〇	二八八・三	二七〇	二四〇		"	五	"	六
"	〇・六	最	リン (mg/l)			"	八	"	九	"	〇・五	"	四		"	〇・三	"	〇・五
"	五・八	大	排出水の日当たりの量 (m ³)			"	一五	"	一六	"	一	"	七		"	〇・六	"	一
"	七・八	通				"	一、六三四	"	一、六三四	一、三三二	一、二四三	一、四二〇	一、六二八		六二、三〇六	六二、九四四	六二、三〇八	六二、九九六
"	八・四	常				"	一、七二四	"	一、七二四	一、六八七	一、九〇二	一、七四八	一、九六三		六七、九六四	六七、四九六	六七、九六六	六七、四九八
"	七・八	最				"	二、一九二	"	二、一九二	一、七二四	一、九〇二	一、七四八	一、九六三		六七、九六四	六七、四九六	六七、九六六	六七、四九八

No. 8		No. 7		No. 6		No. 4		No. 3		No. 2	
排水口		排水口		排水口		排水口		排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	八・二	"	七	"	七・五	"	"	"	"
"	"	"	八・五 七	"	八・五 六	"	八・五 五	"	"	"	九・五
"	"	"	二	"	三	"	一・一 五	"	一・四 五	"	一・四 二
"	"	"	三	"	五	"	一・五 六	"	一・八 八	"	一・八 八
"	"	"	四	"	三〇	"	一・六 九	"	"	"	二・三 五
"	"	"	九 検出せず	"	"	"	"	"	"	"	四〇
"	"	"	"	"	五	"	三・八	"	"	"	"
"	"	"	二	"	一	"	二・五	"	"	"	六〇
"	"	"	四	"	二	"	六〇	"	"	"	一〇一
"	"	"	〇・二	"	〇・一	"	"	"	"	"	〇・四
"	"	"	〇・四	"	〇・二	"	〇・七	"	"	"	〇・八
"	一七六 八八〇	"	一七五 二〇〇	"	〇	一八 五〇八	一八 一九六	一七 四五〇	一九 〇七五	二〇 六九九	一一 六九四
"	一七八 五六〇	"	一七五 二〇〇	"	六三〇	二五 一七八	二四 七一〇	一九 三七九	二〇 七二三	一一 八八一	一一 六九七



(四三八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年九月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十八年七月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 周南障害者・高齢者支援センター
 代表者の氏名 上坂 道麿
 主たる事務所の所在地 周南市新田一丁目一五番三号
- 三 定款に記載された目的
 障害者、高齢者等が夢のある健康で豊かな生活を継続することができるよう、生活環境の改善、雇用の確保及び安心・安全な環境づくりを推進するとともに、自立した生活の促進を支援することにより、地域社会に寄与すること。

(四三九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成十八年九月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあつた年月日

平成十八年七月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口県アクティブシニア協会

代 表 者 の 氏 名 内 山 實

主たる事務所の所在地 周南市児玉町二丁目五番一―二〇五号

平成十八年八月十五日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）